

平成17年4月1日から

# 産業廃棄物運搬車に 表示と書面備付が義務づけられます

## ●表示の義務について

- (1) 対象となる車両 産業廃棄物を収集又は運搬する車両。(排出事業者等が自ら収集又は運搬する車両を含みます)
- (2) 表示の内容 下表のとおり、車体にみやすく表示することが義務づけられます。(裏面の例を参考にしてください)

	排出事業者の自己運搬	産業廃棄物収集運搬業者
表示の位置	車体の両側面	
表示の色	識別しやすい色で表示すること	
表示の大きさ (かっこ内は文字の大きさ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物運搬車であること (140ポイント以上)</li> <li>●氏名又は名称 (90ポイント以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物運搬車であること (140ポイント以上)</li> <li>●氏名又は名称 (90ポイント以上)</li> <li>●許可番号 (下6桁 90ポイント以上)</li> </ul>

[根拠規定：廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イ等]

## ●書面の備付の義務について

産業廃棄物を収集又は運搬する場合は、下表の事項を記載した書面を車両に備え付けることが義務づけられます。(裏面の例を参考にしてください)

	排出事業者の自己運搬	産業廃棄物収集運搬業者
備え付ける書面の記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者の氏名・名称、住所</li> <li>②運搬する産業廃棄物の種類及び量</li> <li>③運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先</li> <li>④運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①産業廃棄物収集運搬業許可証の写し</li> <li>②当該運搬のマニフェスト*</li> </ul>

[根拠規定：廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号イ等]

\*電子マニフェスト使用事業者については、別に規定されています。

◆船舶による運搬についても、表示項目が追加され、書面の備付が義務づけられます。



裏面のとおり説明会を予定しておりますので、是非ご参加いただきますようお願いいたします。

説明会は、以下の日程・会場で予定しています

	日 時	会 場	問い合わせ先
松江保健所	2月22日(火)・3月1日(火) いずれも 14:00~	松江合同庁舎 講堂 (松江市東津田町1741-1)	環境保全グループ (0852) 23-1318
	2月24日(木) 14:00~	安来市中央公民館 (安来市安来町896-1)	
雲南保健所	3月1日(火) 14:00~15:00	木次合同庁舎5F 501会議室 (雲南市里方531-1)	環境保全グループ (0854) 42-9668
出雲保健所	2月22日(火) 10:00~ 14:00~	出雲健康福祉センター2F 大会議室 (出雲市塩冶町223-1)	環境保全グループ (0853) 21-1197
県央保健所	2月15日(火) 13:30~	川本合同庁舎 第1・第2会議室 (川本町大字川本279)	環境保全グループ (0854) 84-9809
	2月16日(水) 13:30~	大田集合庁舎 大会議室 (大田市長久町長久ハ7-1)	
浜田保健所	2月23日(水) 14:00~15:00	浜田健康福祉センター 3階多目的室 (浜田市片庭町254)	環境保全グループ (0855) 29-5560
益田保健所	2月23日(水) 10:00~12:00、14:00~16:00	益田合同庁舎 5階大会議室 (益田市昭和町13-1)	環境保全グループ (0856) 31-9554
隠岐保健所	2月9日(水) 14:00~	隠岐支庁別館 3F第3会議室 (隠岐の島町港町塩口24)	環境衛生グループ (08512) 2-9719

● 運搬車の表示例

産業廃棄物運搬車の表示例

※車両両側面に、識別しやすい色でみやすく表示する。  
※運搬中に外れないものであればマグネット等による脱着式でもよい。

収集運搬業の許可業者

4.9cm以上※	産業廃棄物運搬車	産業廃棄物収集運搬車又は産業廃棄物運搬車と記載 140ポイント(約4.9cm)以上の文字
3.2cm以上	島根県商事有限会社	有限会社、株式会社は(有)、(株)と略記可能 90ポイント(約3.2cm)以上の文字
3.2cm以上	135102	固有番号(許可番号の下6桁)を記載 90ポイント(約3.2cm)以上の文字

排出事業者の自己運搬

4.9cm以上※	産業廃棄物運搬車	産業廃棄物収集運搬車又は産業廃棄物運搬車と記載 140ポイント(約4.9cm)以上の文字
3.2cm以上	島根県商事有限会社	有限会社、株式会社は(有)、(株)と略記可能 90ポイント(約3.2cm)以上の文字

● 備え付ける書面の例

排出事業者の自己運搬

積載年月日	年 月 日	整理番号	産業廃棄物の種類		数量
事業者					
氏名又は名称					
住所					
積載事業場		運搬先の事業場			
名称		名称			
所在地		所在地			
連絡先		連絡先			
(備考)					

※産業廃棄物収集運搬業者は、許可証の写しと、当該運搬のマニフェストを備え付けることとなります。